# 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭に係る保育士資格 取得の特例について

第1回(R4.5.23)

資料3

# 1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

- 平成27年4月に「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」 としての新たな「幼保連携型認定こども園」が 創設。
- 「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、 「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、認定こども園法では、 施行後10年間は、「幼稚園教諭免許状」 又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

## 2. 免許・資格の併有促進(現行)

+

+

○ 免許・資格の併有を促進するため、令和6年度末までの経過措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する特例を設けている。

【保育士資格】 幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

幼稚園教諭 免許状 幼稚園、認定こども園、 保育所等での勤務経験 3年かつ4,320時間

+

指定保育士養成施設において 8単位を修得

※ 幼稚園等での勤務経験を踏まえて修 得すべき科目・単位を設定



保育十資格

【幼稚園教諭免許状】 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

保育士資格

認定こども園、保育所等での 勤務経験 **3年かつ4,320時間** 

+

大学等において8単位を修得 ※保育士としての勤務経験や保育士養 成課程等を踏まえて修得すべき科目・ 単位を設定

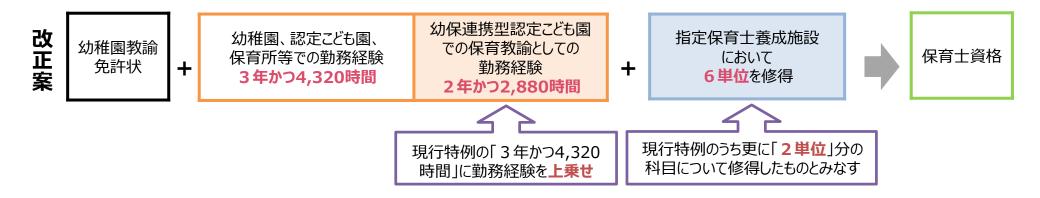


幼稚園教諭 免許状

## 3. 免許・資格の併有の更なる促進(令和5年4月~)

- <u>令和元年12月の子ども・子育て会議取りまとめにおいて</u>、「令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育者の質の確保に留意しつつ、<u>認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、</u> 上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等、・・・特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべき」とされた。
- これを踏まえ、令和5年度より、更なる併有促進策として、現行特例の勤務経験に係る要件に加えて、**平成27年4月の子ども・子 育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員について** は、取得すべき8単位のうち更に2単位を取得したものとみなす特例を設けることとする。

## 【保育士資格取得の更なる特例(案)】



※ 文部科学省において、幼稚園教諭免許状についても、同様に、幼保連携型認定こども園での保育教諭としての2年かつ2,880時間の勤務経験により、取得すべき8単位のうち更に2単位を修得したものとみなす方向で検討中。

# 保育士資格取得の特例の見直しの方法について(案)

- 〇 現行の8単位の特例教科目(①福祉と養護、②子ども家庭支援論、③保健と食と栄養、④乳児保育(演習))はいずれも保育士としての資格取得に当たり重要な内容が含まれているが、「幼保連携型認定こども園」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育と保育を一体的に、かつ0歳から小学校就学前まで一貫して提供するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う施設であり、保育教諭として一定の勤務経験を有することで、乳児保育も含めた保育に係る経験及び子育て支援に係る経験を直接又は間接に経験し、実践を積んでいるものと考えられる。
- そのため、乳児保育の実践について一定の経験と理解を有することを評価して、**④乳児保育(演習)の2単位のうちの1単位分**、また、家庭や保護者に対する支援や関係機関との連携についての一定の経験と理解を有することを評価して、**②子ども家庭支援論の 2単位のうちの1単位分を**、それぞれ修得したとみなして、8単位から更に減ずることとしてはどうか。

	(参考)指定保育士養成施設で修得した教			
科目名	現行特例の単位数	新規特例における単位数	科目	
福祉と養護 (講義)	2 単位	2 単位	社会福祉	
			子ども家庭福祉	
			社会的養護 I	
子ども家庭支援論 (講義)	2単位	1 単位	子ども家庭支援論	
			子育て支援	
保健と食と栄養	2 単位	2 単位	子どもの保健	
(講義)		2 羊位	子どもの食と栄養	
乳児保育 (演習)	2単位	1 単位	乳児保育 I	
		1 半位	乳児保育Ⅱ	
合計単位数	8単位	6単位	-	

# 保育士資格取得の特例の見直しの方法について(案)

- 前記の単位数への見直しに当たり、幼保連携型認定こども園における勤務経験とそれに基づく一定の理解を前提に、修得すべき内 容 (※) を確保するため、講義・演習の進め方についてどのようなT夫が考えられるか。
  - ※ 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について(平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添2に示す、 特例教科目の教授内容の標準的事項

### <特例教科目> 子ども家庭支援論(講義・2単位)

### <考え方>

本特例教科目は、別添1に定める「子ども家庭支援論」「子育て支援」の2つの教科目の目標・内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、保護者対応等の経験を一定程度積んでいることを考慮し、「子ども家庭支援の意義と役割・保育士による子ども家庭支援の基本」及び「多様な支援と関係機関との連携」のほか幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。

### <内容>

- 1. 子ども家庭支援の意義と体制
- (1) 子ども家庭支援の意義・目的・機能
- (2) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義
- (3) 子育て家庭に対する支援のための社会資源と施策
- 2. 保育士による子ども家庭支援の基本
- (1) 保育士に求められる基本的態度
- (2) 保育士の行う子育て支援の特性
- 3. 多様な支援の展開と関係機関との連携
- (1) 子ども家庭支援の内容と対象
- (2) 保育所入所児童の家庭への支援
- (3) 地域の子育て家庭への支援
- (4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援
- 4. 保育士の行う子育て支援の展開
- (1) 子ども及び保護者の状況・状態の把握
- (2) 支援の計画と環境の構成
- (3) 支援の実践・記録・評価・カンファレンス
- (4) 職員間の連携・協働
- (5) 社会資源の活用と自治体・関係機関や専門職との連携・協働
- 5. 保育士の行う子育て支援の実際(内容・方法・技術)
- (1) 保育所における家庭への支援の実際
- (2) 児童養護施設、母子生活支援施設等における家庭への支援の実際
- (3) 障害児支援関係施設における家庭への支援の実際

### <特例教科目> 乳児保育(演習・2単位)

### <目標>

- 1. 乳児保育の理念と歴史的変遷及び役割等について理解する。
- 2. 保育所、乳児院等における乳児保育の現状と課題について理解する。
- 3. 3歳未満児までの発育・発達を踏まえた3歳未満児の保育について理解する。
- 4. 乳児保育の計画を作成し、保育の内容や方法、環境の構成や観察・記録等について 理解する。
- 5. 乳児保育における保護者や関係機関との連携について理解する。
- ※「乳児保育」とは、3歳未満児を念頭においた保育を示す。

### <内容>

- 1. 乳児保育の理念と役割
- (1) 乳児保育の理念と歴史的変遷
- (2) 乳児保育の役割と機能
- 2. 乳児保育の現状と課題
- (1) 保育所における乳児保育
- (2) 乳児院における乳児保育
- (3) 家庭的保育等における乳児保育
- (4) 3歳未満児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場
- 3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育内容
- (1) 3歳未満児の生活と環境
- (2) 3歳未満児の遊びと環境
- (3) 3歳以上児の保育に移行する時期の保育
- (4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育士等による援助や関わり
- (5) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育における配慮
- 4. 乳児保育の実際
- (1)全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録及び自己評価
- (2) 個々の発達を促す生活と遊びの環境
- (3) 職員間の連携・協働
- 5. 乳児保育における連携・協働
- (1) 保護者との連携・協働
- (2) 自治体や地域の関係機関等との連携・協働

# 【参考】スケジュール(予定)

## ○令和4年夏頃

- ・ 告示又は通知の改正 (適用日:令和5年4月1日)
- ・ 各自治体・特例対象者・養成校等への周知

## その後順次、

- ・ 各養成校等に対する今回の特例に対応した講座開設の要請
- ・ 特例対象者に対する特例制度の広報・周知

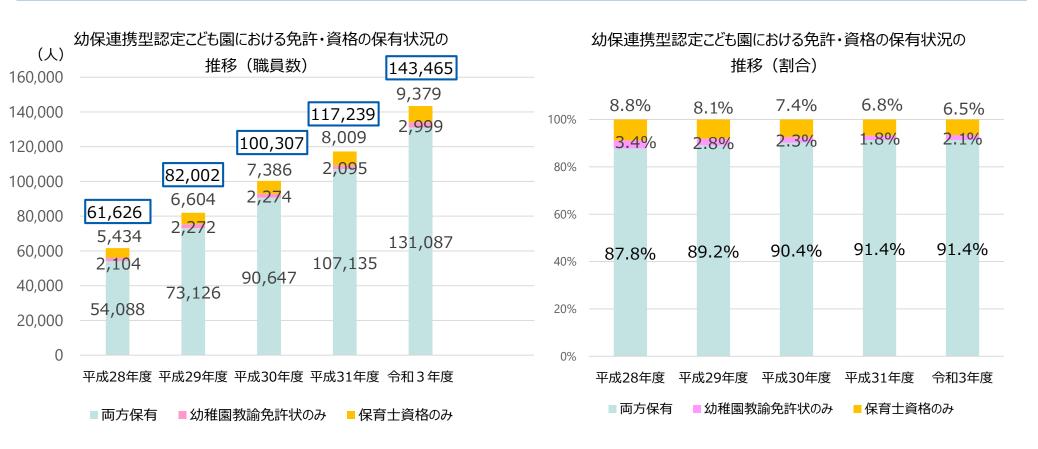
## ○ 令和5年4月

新特例の適用開始

# (参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」 を担う教師の在り方特別部会基本問題小委 員会(第4回)・初等中等教育分科会教員 養成部会(第129回)合同会議 (令和4年3月15日)資料2より

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- ▶ 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



## (参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
2,785	3,618	4,409	5,137	5,688	6,093

- ※ 各年度4月1日現在
- ※令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」

# (参考)子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について (令和元年12月10日 子ども・子育て会議) <抜粋>

## 7. 認定こども園に関する事項

(3) 5年間延長されている保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に、免許状・資格併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策

令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る**経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進する**ため、保育者の質の確保に留意しつつ、認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等、① 保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、②幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべきである。

# (参考) 関係法令 ①

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) <抜粋>

(職員)

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(第四項及び第三十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六六号) (抄)

(保育教諭等の資格の特例)

第五条 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、<u>幼稚園の教諭の普通免許状</u>(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)<u>を有する者又は児童福祉法</u>(昭和二十二年法律第百六十四号)<u>第十八条の十八第一項の登録</u>(第三項において単に「登録」という。)<u>を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる</u>。

2~3 (略)

# (参考) 関係法令 ②

## ○児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)〈抜粋〉

第六条の十 保育士試験は、筆記試験及び実技試験によつて行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格した者について行う。

- ② 筆記試験は、次の科目について行う。
- 一 保育原理
- 二 教育原理及び社会的養護
- 三 子ども家庭福祉
- 四 社会福祉
- 五 保育の心理学
- 六 子どもの保健
- 七 子どもの食と栄養
- 八 保育実習理論
- ③ 実技試験は、保育実習実技について行う。

### (全部免除)

- 第六条の十一の二 都道府県知事は、厚生労働大臣が定める基準に該当する者に対しては、その者の申請により、筆記試験及び実技試 験の全部を免除することができる。
- ② 前項の免除を受けようとする者は、前項に規定する基準に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。

# (参考) 関係法令 ③

○児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成26年厚生労働省告示第172号)

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第六条の十一の二第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の十一の 二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。

児童福祉法施行規則(以下「規則」という。)第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六条の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。

- 一 幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者が、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設において、規則第六条の十第二項に掲げる筆記試験科目(同項第二号の教育原理及び同項第五号を除く。)に相当する教科目を修得すること。
- 二 子<u>ども・子育て支援法</u>(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から十年の間に限り、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、次に掲げる施設において**三年(勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。)以上従事**し、指定保育士養成施設において規則第六条の十第二項の筆記試験科目(同項第二号の教育原理、同項第五号及び第八号に係る科目を除く。)に相当する教科目を修得すること。
  - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第三項 に規定する認定及び同条第十一項に規定する公示をされた認定こども園
  - □ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(同条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。)
  - 八 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所
  - 二 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育を目的とする施設であって、保育所に類する施設
- 三 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者が、指定保育士養成施設において規則第六条の十第二項に掲げる筆記試験科目(同項 第二号の社会的養護、同項第三号及び第四号を除く。)に相当する教科目を修得すること。

# (参考) 関係法令 ④

○児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年厚生労働省告示第 198号) <抜粋>

(修業教科目及び単位数)

- 第一条 児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号に規定する修業教科目及び単位数は、次の各号に掲げる教科目及び単位数とする。
- 一 必修科目 別表第一の教科目の欄に掲げるすべての教科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数
- 二 選択必修科目 別表第二に掲げる系列のうちから十八単位以上(うち保育実習 三単位以上(うち保育実習 II (実習)又は保育実習 II (実習) 二単位以上、保育実習指導 II (演習)又は保育実習指導 III (演習) 一単位以上))
- 三 教養科目 十単位以上(うち外国語に関する演習 二単位以上、体育に関する講義及び実技 それぞれ一単位、これら以外の科目 六単 位以上)

### (任意開設教科目及び単位数)

第二条 <u>児童福祉法</u>(昭和二十二年法律第百六十四号)<u>第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設(</u>以下「指定保育士養成施設」という。)<u>は、必要があると認めるときは、前条各号に掲げる教科目及び単位数以外の教科目及び単位数を設けることができる。</u>

## (単位の算定方法)

第三条 各教科目に対する単位数は、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第七条の例により算定するものとする。

## (履修方法)

第四条 指定保育士養成施設は、入所者に対して、次の各号に掲げる教科目及び単位数を履修させるものとする。

- 一 必修科目 別表第一の教科目の欄に掲げるすべての教科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数
- 二 選択必修科目 別表第二に掲げる系列のうちから九単位以上(うち保育実習 三単位以上(うち保育実習 II (実習)又は保育実習 II (実習) 二単位以上、保育実習指導 II (演習)又は保育実習指導 III (演習) 一単位以上))
- 三 教養科目 八単位以上(うち体育に関する講義及び実技 それぞれ一単位)
- 2 (略)

## (選択履修科目)

第五条 指定保育士養成施設は、入所者に対して、前条第一項各号に掲げる教科目及び単位数以外の教科目及び単位数を選択して履修させる ことができる。

# (参考) 関係法令 ⑤

### 別表第一

2000年				
教科目	単位数			
保育原理(講義)	2			
教育原理(講義)	2			
子ども家庭福祉(講義)	2			
社会福祉(講義)	2			
子ども家庭支援論(講義)	2			
社会的養護 I (講義)	2			
保育者論(講義)	2			
保育の心理学(講義)	2			
子ども家庭支援の心理学(講義)	2			
子どもの理解と援助(演習)	1			
子どもの保健(講義)	2			
子どもの食と栄養(演習)	2			
保育の計画と評価(講義)	2			
保育内容総論(演習)	1			
保育内容演習(演習)	5			
保育内容の理解と方法(演習)	4			
乳児保育 I (講義)	2			
乳児保育Ⅱ(演習)	1			
子どもの健康と安全(演習)	1			
障害児保育(演習)	2			
社会的養護Ⅱ(演習)	1			
子育て支援(演習)	1			
保育実習 I (実習)	4			
保育実習指導 I (演習)	2			
保育実践演習(演習)	2			
	保育原理(講義) 教育原理(講義) 子ども家庭福祉(講義) 社会福祉(講義) 子ども家庭支援論(講義) 社会的養護 I (講義) 保育者論(講義) 保育の心理学(講義) 子ども家庭支援の心理学(講義) 子どもの理解と援助(演習) 子どもの食と栄養(演習) 保育の計画と評価(講義) 保育内容総論(演習) 保育内容の理解と方法(演習) 乳児保育 I (講義) 乳児保育 I (講義) 乳児保育 I (演習) 子どもの健康と安全(演習) 障害児保育(演習) 社会的養護 II (演習) 子育て支援(演習) 保育実習 I (実習)			

## 別表第二

- 一 保育の本質・目的に関する科目
- 二 保育の対象の理解に関する科目
- 三 保育の内容・方法に関する科目
- 四 保育実習

# (参考) 関係通知 ①

○指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について(平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) (別紙4)

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における教科目の教授内容等

### 1 目的

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号。以下「改正認定こども園法」という。)により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられた。新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後10年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けており、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要がある。

このため、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格の取得に必要な単位数等の特例(以下「特例教科目」という。)を設け、免許・資格の併有を促進することとした。

指定保育士養成施設において特例教科目を設ける場合には、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成13年厚生労働省告示第198号)第2条で定める任意開設科目として、以下に定める内容に基づき実施すること。

### 2 特例教科目、履修方法、単位数及び履修科目

特例教科目は、次に掲げる特例教科目及び単位数並びに履修方法によること。

なお、<u>特例教科目の教授内容の標準的事項を示した「特例教科目の教授内容」を別添2のとおり定めた</u>ので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

	•	
特例教科目	指定保育士養成施設において修得	特例教科目に対応する
	することを必要とする単位数	告示に定める教科目
福祉と養護(講義)	2	社会福祉
		子ども家庭福祉
		社会的養護 I
子ども家庭支援論(講	2	子ども家庭支援論
義)		子育て支援
保健と食と栄養(講義)	2	子どもの保健
		子どもの食と栄養
乳児保育(演習)	2	乳児保育I
		乳児保育Ⅱ

- ※ 特例教科目を通信制により実施する場合、「乳児保育」については1単位以上を面接授業により履修させること。
- ※ 特例教科目の名称は本通知に定める名称によること。
- ※ 特例教科目のうち1科目の開設も可能

# (参考) 関係通知 ②

- 3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例による実務経験と対象施設
- 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例は、次に掲げる施設において「3年以上かつ4320時間以上」の実務経験を有する者とする。
  - ①幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園(特別支援学校幼稚部含む))
  - ②認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)により認定された認定こども園)
  - ③保育所(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所)
  - ④小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。))を実施する施設
  - ⑤事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業(利用定員が6人以上の施設))を実施する施設
  - ⑥公立施設(国、都道府県、市町村が設置する施設であって、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設(同項に規定 する保育所を除く))
  - ② 離島その他の地域において特例保育(子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育)を実施する施設
  - ⑧ 幼稚園併設型認可外保育施設(児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する施設)
  - ⑨ 認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たす施設(「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付につい て」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)による証明書の交付を受けた施設)(1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施 設))。ただし、次の施設を除く。
    - ・ 当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり(入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを 提供するもの)による施設
    - ・ 当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部又は一部の利用による施設
- 4 幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)の交付

指定保育士養成施設の長は、特例教科目を修めた者の要請に対し、「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第 1201002号)に定める修得特例教科目に応じた試験免除科目について、「保育士養成課程修了証明書等について」(平成15年12月8日雇 児発第1208001号)に定める別紙様式(4)による証明書を交付すること。

### 5 留意事項

- (1) 特例教科目による単位の修得は、平成25年8月8日から改正認定こども園法施行後10年の間とする。
- (2) 特例教科目は、指定保育士養成施設における任意開設教科目として開設するものであるため、指定保育士養成施設は、特例教科目 を開設した日から起算して1月以内に、都道府県知事に届出をすること。
- (3) 特例教科目の実施に当たっての教員等の体制は、本通知別紙1に準じて実施されることが望ましいこと。
- (4) 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例の具体的な運用については、別に示すので、留意し実施すること。

# (参考) 関係通知 ③

### 別添2

<特例教科目> 福祉と養護(講義・2単位)

### <考え方>

本特例教科目は、別添1に定める「社会福祉」「子ども家庭福祉」「社会的養護 I」の3つの教科目の目標及び内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、子育て支援機関や家庭との連携について、一定の経験を積んでいることを考慮し、「社会福祉・子ども家庭福祉・社会的養護の意義と役割、制度の実施体系等」及び「施設養護の実際」のほか、幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。

### <内容>

- 1. 現代社会における社会福祉、子ども家庭福祉及び社会的養護の意義と歴史的変遷
- (1) 理念と概念及び歴史的変遷
- (2) 現代社会と子ども家庭福祉
- 2. 社会福祉と子ども家庭福祉の役割
- (1) 社会福祉の一分野としての子ども家庭福祉
- (2) 子ども家庭福祉の一分野としての保育と社会的養護
- (3) 子どもの人権擁護
- (4) 子ども家庭支援と社会福祉
- 3. 社会福祉、子ども家庭福祉及び社会的養護の制度と実施体系
- (1) 各制度の法体系・行財政と実施機関
- (2) 社会的養護の仕組みと実施体系(利用者保護及び評価等を含む)
- (3) 社会福祉施設等と児童福祉施設等
- (4) 家庭養護と施設養護
- (5) 各制度を担う専門職
- 4. 子ども家庭福祉の現状と課題
- (1) 母子保健と児童の健全育成
- (2) 子ども虐待・DV (ドメスティックバイオレンス) とその防止
- (3) 社会的養護
- (4) 障害のある児童への対応
- (5) 少年非行等への対応
- (6) 貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応
- 5. 施設養護の実際
- (1) 施設養護の基本原理
- (2) 施設養護の実際(日常生活支援、治療的支援、自己実現・自立支援等)
- (3) 施設養護と相談援助

<特例教科目> 子ども家庭支援論(講義・2単位)

### <考え方>

本特例教科目は、別添1に定める「子ども家庭支援論」「子育て支援」の2つの教科目の目標・内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、保護者対応等の経験を一定程度積んでいることを考慮し、「子ども家庭支援の意義と役割・保育士による子ども家庭支援の基本」及び「多様な支援と関係機関との連携」のほか幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。

### <内容>

- 1. 子ども家庭支援の意義と体制
- (1)子ども家庭支援の意義・目的・機能
- (2) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義
- (3) 子育て家庭に対する支援のための社会資源と施策
- 2. 保育士による子ども家庭支援の基本
- (1)保育士に求められる基本的態度
- (2) 保育士の行う子育て支援の特性
- 3. 多様な支援の展開と関係機関との連携
- (1) 子ども家庭支援の内容と対象
- (2) 保育所入所児童の家庭への支援
- (3)地域の子育て家庭への支援
- (4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援
- 4. 保育士の行う子育て支援の展開
- (1) 子ども及び保護者の状況・状態の把握
- (2) 支援の計画と環境の構成
- (3) 支援の実践・記録・評価・カンファレンス
- (4) 職員間の連携・協働
- (5) 社会資源の活用と自治体・関係機関や専門職との連携・協働
- 5. 保育士の行う子育て支援の実際(内容・方法・技術)
- (1)保育所における家庭への支援の実際
- (2) 児童養護施設、母子生活支援施設等における家庭への支援の実際
- (3) 障害児支援関係施設における家庭への支援の実際

# (参考) 関係通知 ④

## 別添 2 (続き)

### <特例教科目> 保健と食と栄養(講義・2単位)

### <考え方>

本特例教科目は、別添1に定める「子どもの保健」「子どもの食と栄養」の2つの教科目の目標及び内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、子どもの感染症や疾病時の対応及び食事に関する関わりについては一定の経験を積んでいることを考慮し、「子どもの疾病と保育」、「安全管理」及び「食育の基本と内容」のほか幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。

なお、関連するガイドライン (※) や近年のデータ等を踏まえ、保育における衛生管理・事故防止及び安全対策・危機管理・災害対策について、具体的な内容とすること。

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月、厚生労働省)、「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月、厚生労働省)、「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月、厚生労働省)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月、内閣府・文部科学省・厚生労働省)等

### <内容>

- 1. 子どもの疾病と保育
- (1) 子どもの健康状態の把握と主な疾病の特徴及び予防と適切な対応
- (2) 子どもの生活環境と子どもの心の健康とその課題
- 2. 栄養に関する基本的知識
- (1) 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能
- (2) 食事摂取基準と献立作成・調理の基本
- 3. 子どもの発育・発達と食生活
- (1) 乳児期の授乳・離乳の意義と食生活
- (2) 幼児期・学童期の心身の発達と食生活
- 4. 食育の基本と内容
- (1) 保育における食育の目的と基本的考え方
- (2) 食育の内容と計画・評価及び環境
- (3) 地域の関係機関や職員間の連携
- (4) 食生活指導及び食を通した保護者への支援
- 5. 特別な配慮を要する子どもの食と栄養
- (1)疾病及び体調不良・障害のある子どもへの対応
- (2) 食物アレルギーのある子どもへの対応
- 6. 保育環境の保健・衛生管理と安全管理
- (1)保育環境整備と保健
- (2) 母子保健対策と保育
- (3) 保育現場における衛生管理
- (4) 保育現場における事故防止及び安全対策並びに危機管理

### <特例教科目> 乳児保育(演習・2単位)

### <目標>

- 1. 乳児保育の理念と歴史的変遷及び役割等について理解する。
- 2. 保育所、乳児院等における乳児保育の現状と課題について理解する。
- 3. 3歳未満児までの発育・発達を踏まえた3歳未満児の保育について理解する。
- 4. 乳児保育の計画を作成し、保育の内容や方法、環境の構成や観察・記録等について 理解する。
- 5. 乳児保育における保護者や関係機関との連携について理解する。
- ※「乳児保育」とは、3歳未満児を念頭においた保育を示す。

### <内容>

- 1. 乳児保育の理念と役割
- (1) 乳児保育の理念と歴史的変遷
- (2) 乳児保育の役割と機能
- 2. 乳児保育の現状と課題
- (1) 保育所における乳児保育
- (2) 乳児院における乳児保育
- (3) 家庭的保育等における乳児保育
- (4) 3歳未満児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場
- 3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育内容
- (1) 3歳未満児の生活と環境
- (2) 3歳未満児の遊びと環境
- (3) 3歳以上児の保育に移行する時期の保育
- (4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育士等による援助や関わり
- (5) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育における配慮
- 4. 乳児保育の実際
- (1) 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録及び自己評価
- (2) 個々の発達を促す生活と遊びの環境
- (3)職員間の連携・協働
- 5. 乳児保育における連携・協働
- (1)保護者との連携・協働
- (2) 自治体や地域の関係機関等との連携・協働

# (参考) 関係通知 ⑤

- ○保育士試験の実施について(平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)〈抜粋〉
- 7 科目免除の取扱いについて
- (4) **幼稚園教諭免許状を有する者**については、保育士試験受験科目免除願に幼稚園教諭免許状を有することを証する書類又は幼稚園教諭免許状の写しを添えて提出させることで、<u>筆記試験科目の**保育の心理学**及び**教育原理**並びに**実技試験の保育実習実技を免除**することができる。</u>

また、指定保育士養成施設の科目等履修により教科目を修得した幼稚園教諭免許状を有する者においては、別表1①のとおり修得した 教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。

- (5) 幼稚園教諭免許状を有する者については、指定保育士養成施設において別表1のとおり修得した教科目に応じた保育士試験免除科目、(1) 又は(2) による試験科目の一部免除の対象となる科目及び厚生労働大臣の指定する学校又は施設において専修した科目の全て又は一部を組み合わせる場合についても、規則第6条の11の2第1項の規定に基づき、保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。
- 3 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例による受験について 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例による保育士試験を受験する者(以下「特例対象者」という。)について は、次の点に留意されたい。
- (4)科目免除の取り扱いについて
- ① <u>特例対象者</u>については、保育士試験受験科目免除願に幼稚園教諭免許状を有することを証する書類又は幼稚園教諭免許状の写し及び実務証明書を添えて提出させることで、<u>保育の心理学</u>、教育原理及び保育実習理論並びに実技試験の保育実習実技を免除</u>することができる。
- ② 特例対象者が指定保育士養成施設の科目等履修により特例教科目を修得した場合、別表1②のとおり修得した特例教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類、幼稚園教諭免許状の写し及び実務証明書並びに8(1)⑨に定める施設において実務経験を有した者については施設証明書を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。
- ③ 特例対象者が指定保育士養成施設の科目等履修により教科目を修得した場合、別表1③のとおり修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類、幼稚園教諭免許状の写し及び実務証明書並びに8(1)⑨に定める施設において実務経験を有した者については施設証明書を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。
- ④ 特例対象者は、指定保育士養成施設において別表1のとおり修得した教科目に応じた保育士試験免除科目、前年又は前々年に合格した 科目及び厚生労働大臣の指定する学校又は施設において専修した科目の全てもしくは一部を組み合わせる場合についても、規則第6条の<sub>17</sub> 11の2第1項の規定に基づき、保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

# (参考) 関係通知 ⑥

## (別表1)

 ○試験免除科目
 ○指定保育士養成施設で修得した教科目

 社会福祉
 ←
 社会福祉

子ども家庭福祉 ← 子ども家庭福祉 子ども家庭支援論

子どもの保健 ← 子どもの保健 子どもの健康と安全

子どもの食と栄養 ← 子どもの食と栄養

保育原理 ← 保育原理 乳児保育 I 乳児保育 I

障害児保育 子育て支援

社会的養護 ← 社会的養護 Ⅰ 社会的養護 Ⅱ

保育実習理論 ← 保育内容総論 保育内容演習 保育内容の理解と方法

※ 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法 (平成13年5月23日厚生労働省告示第198号)に定める必修科目

### ②特例教科目による試験免除科目・修得教科目対応表

○試験免除科目 ○指定保育士養成施設で修得した特例教科目

社会福祉 ← 福祉と養護

子ども家庭福祉 ← 福祉と養護 子ども家庭支援論

子どもの保健 ← 保健と食と栄養

子どもの食と栄養

保育原理 ← 乳児保育 子ども家庭支援論

社会的養護 ← 福祉と養護

※「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」 (平成15年12月9日雇児発第1209001号)別紙4に定める特例教科目

### ③実務経験があって幼稚園教諭免許状を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表

○試験免除科目 ○指定保育士養成施設で修得した教科目

社会福祉 ← 社会福祉

子ども家庭福祉 ← 子ども家庭福祉 子ども家庭支援論

子どもの保健 ← 子どもの保健

子どもの食と栄養 ← 子どもの食と栄養

保育原理 ← 乳児保育 I 乳児保育 I 子育て支援

社会的養護 ← 社会的養護 I

<sup>※</sup> 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育土養成施設の 修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年5月23日厚生労働省 告示第198号)(定定める必修科目